

琉球大学大学会館（全保連ステーション）カフェテリア運営事業
審査基準

令和7年1月
国立大学法人琉球大学

国立大学法人琉球大学（以下、「本学」という。）が公募する「琉球大学大学会館（全保連ステーション）カフェテリア運営事業」の企画提案書に関する審査基準について、以下のとおり定める。

【審査方法】

- （１）本学に「琉球大学大学会館（全保連ステーション）カフェテリア運営事業」審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- （２）委員会の各委員は、企画提案書の内容及びプレゼンテーション（必要に応じて実施）を厳正に審査及び評価し、採点する。
- （３）採点項目は、「審査基準表」のとおりとし、「審査基準表」の項目ごとの評価区分及び配点は次のとおりとする。

評価区分	配点
A（秀）	4点
B（優）	3点
C（良）	2点
D（可）	1点
E（配点なし）	0点

- （４）委員会の各委員が評価・決定した上記（３）の配点（０点～４点）に、審査項目毎に定める基準点（５点又は１０点）を乗じたものを評価点とし（例：委員会の採点がＡ（４点）、基準点が５点の場合、評価点は４点×５点＝２０点となる。）、全ての審査項目における評価点の合計を個別評価点とする。各委員の個別評価点を合計したものを当該応募者の評価点とする。
- （５）評価点数が最も高い応募者を契約予定者（優先交渉権者）とする。なお、評価点が同点の場合は、次の基準で優先交渉権者を選定する。
 - ① 「Ａ」の数が多いものを優先交渉権者とする。
 - ② 「Ａ」の数が同数の場合は、「Ｂ」の数が多い者を優先交渉権者とする。
 - ③ 「Ｂ」の数が同数の場合は、「Ｃ」の数が多い者を優先交渉権者とする。
 - ④ 「Ｃ」の数も同数の場合は、くじ引きにより選定する。
- （６）応募した事業者が１者の場合においても審査委員会による評価を行い、その結果、基準を満たしていないと判断された場合、優先交渉権者とならない可能性もある。

「琉球大学学生会館（全保連ステーション）カフェテリア運営事業」審査基準表

審査項目		審査の着眼点	基準点
1. 事業の運営能力	(1)	沖縄県内における事業実績 又は大学等での事業実績	・ 大学のニーズに適応したサービス提供能力があるか 5
	(2)	過去2年分の財務状況	・ 経営が安定しているか ・ 税金等の滞納がなく社会的信用性があるか 5
2. 運営方針の 妥当性	(1)	運営の基本方針・コンセプト	・ 大学にふさわしい運営方針であるか ・ 沖縄における地域経済活性化に向けた取り組みや工夫等に関する提案があるか 5
	(2)	営業日、営業時間	・ 営業日、営業時間に優れた提案がなされているか 5
3. 収支計画の 妥当性		収支計画、収支見込	・ 適切な収支計画による安定した事業運営が見込めるか 10
4. 商品及び サービスの質	(1)	メニュー（商品）の構成（品 数、品種等）価格設定	・ 大学という出店場所や利用者に応じたメニュー構成であるか ・ 適切な価格設定であるか 5
	(2)	サービスの種類と内容	・ 魅力的なサービスの提案があるか ・ キャッシュレス対応など、新しいライフスタイルに合わせた提案があるか。 ・ 利用者のニーズの把握と満足度向上に繋がる取り組みがあるか 5
5. 安全衛生管理	(1)	食材調達・保管の方法、調理 の方法	・ 安全安心な食材を使用しているか ・ 賞味期限の管理等、適正な衛生管理が行われているか 5
	(2)	清掃、廃棄物処理方法	・ 利用者に不快感を与えない管理体制であるか 5
	(3)	防火・防犯対策	・ 適切な防火管理が行われているか ・ 防犯対策、事故防止等の方策が具体的かつ実効性のあるものとなっているか 5
6. 危機管理体制		責任体制、危機対応	・ 緊急時の連絡体制や対応体制が整っているか 10
7. 人員配置と 従業員教育	(1)	人員配置計画	・ 人員配置計画が適切であるか ・ 連絡体制、従業員配置体制等が本業務の安定的な運営のために 適正なものとなっているか 5
	(2)	教育・研修制度 サービス向上に向けた取り 組み	・ 個人情報保護、プライバシー保護、ソーシャルメディア対策の 教育がなされるか ・ 従業員の教育研修計画、クレーム対応の方策が具体的かつ実効 性のあるものとなっているか ・ 満足度向上に繋がる取り組みがあるか 5
8. 大学への貢献	(1)	建物貸付料	・ 仕様書(月額500円(税抜)/㎡以上)を満たす提案となっているか 5
	(2)	販売手数料	・ 売上げに応じた販売手数料の提案があるか ・ 売上手数料率の高さではなく、収支見込みを踏まえた適切な提 案となっているか 5
	(3)	災害時の協力体制	・ 大規模災害発生時の食料提供等の提案があるか 5
9. 自由提案 (アピールポイント等)		自由提案の内容	・ 事業として有効で期待できる提案であるか ・ 具体的かつ実現可能な内容となっているか ・ 魅力的な内容か ・ 独創的なものであるか 10
10. ワーク・ライフ・ バランス等の推進に 関する評価		別紙参照	

(別紙) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価に係る評価基準

認定等の区分		配点	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）	プラチナえるぼし（※１）	最大 2.0点	2.0点
	3段階目（※２）		1.6点
	2段階目（※２）		1.2点
	1段階目（※２）		0.8点
	中小企業の行動計画（※３）		0.4点
次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）	プラチナくるみん認定		1.6点
	くるみん認定（新基準）（※４）		1.2点
	くるみん認定（旧基準）（※５）		0.8点
青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定	ユースエール認定		1.6点
上記に該当する認定等を有しない			

※１ 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

（例：「えるぼし認定 2 段階目」の認定を受け、かつ「くるみん（旧基準）」の認定を受けている企業の場合は配点が高い 1.2 点を加算する。）

※２ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第 24 号）による改正後の女性活躍推進法第 12 条に基づく認定。

※３ 女性活躍推進法第 9 条に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※４ 常時雇用する労働者の数が 300 人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※５ 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正後の認定基準に基づく認定。

※６ 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正前の認定基準又は同附則第 2 条第 3 項の規定による経過措置に基づく認定。

※７ 原則として上記認定等の全てを加点対象とする（※１のとおり複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点）。

※８ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」（平成28年9月26日内閣府男女共同参画局長決定）に基づく内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する認定等に準じて加点する。